

令和 2 年 2 月 28 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 P E T ボトル事業部

再商品化業務に係る手続き一覧

再生処理事業者が、再商品化業務を実施する際に必要となる手続きは以下のとおりです。それぞれの説明資料を十分に確認したうえで手続きを行ってください。

なお、それぞれの手続きに関するオンラインの利用に関しては、資料 11「再商品化業務に係るオンライン操作マニュアル」を参照ください。

区分	手続き概要		説明資料
1. 再商品化業務に係る報告手続き	①月次報告	フレーク製造完了証明や再商品化実績（保管施設からの引き取り実績や利用事業者への販売実績、等）に関する月次報告手続き （再商品化実施料金の計算方法は資料 3 をご参照ください）	資料 4
	②半期報告	・法令遵守関係書類の提出手続き ・残さ（有価物・廃棄物）の発生・搬出に関する提出手続き	資料 5
	③その他	・ P E T ボトル再商品化計画の提出手続き ・操業計画の提出手続き ・リスクアセスメント実施に関する提出手続き	資料 6
2. 再生処理事業者登録書類の変更手続き	・再生処理施設の変更及び登録書類の変更等に関する手続き ・引き取り同意書の変更・追加申請手続き		資料 8
3. ベール品質調査に係る手続き	指定保管施設の P E T ボトルの品質調査に係る手続き		資料 9
4. 市町村による現地確認の対応に係る手続き	市町村による再商品化事業者に対する「現地確認」の対応に関する手続き		資料 10
5. 分別基準適合物の引き取り手続き （参考）	保管施設からの分別基準適合物の引き取り作業等に係る手続き （市町村と協会との間における取り決めについて、引き取り手続きの参考として添付）		資料 16